

営業秘密の訴訟記録閲覧等制限

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 9 月 14 日
【事 件 番 号】 平成 27 年（ラ）第 1444 号
【事 件 名】 閲覧等制限申立却下決定に対する抗告事件
【裁 判 結 果】 原決定一部取消、一部抗告棄却
【参 照 法 令】 民事訴訟法 92 条 1 項 2 号、不正競争防止法 2 条 6 項
【掲 載 誌】 判時 2320 号 43 頁

LEX/DB 文献番号 25545394

事実の概要

X（基本事件原告）は、Y 社（抗告人、基本事件被告）に対し、退職勧奨の違法及びその後の現職場への配転命令の違法を理由として、現職場での就労義務の不存在確認及び損害賠償を提起したが、東京地判平 27・7・9 において、いずれの違法も認められないとして請求が棄却された。

X は、本案訴訟において書証を提出したが、その中には、「㊟」、「社外秘」、「転送・コピー厳禁」と注記された Y 社の社内文書が含まれていた。そこで、Y 社は、それらの①各社内文書及び②特定の文書の証拠説明書の立証趣旨部分は不正競争防止法 2 条 6 項にいう「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」に該当し、民訴法 92 条 1 項 2 号の「営業秘密」に該当するとして、訴訟記録閲覧等制限を申し立てた。

原審（東京地決平 27・7・9）は、①各社内文書、②特定の文書の証拠説明書の立証趣旨記載部分は、いずれも不正競争防止法 2 条 6 項の「生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」として保護すべき「有用性」が認められず、民訴法 92 条 1 項 2 号の「営業秘密」に該当しないとして、訴訟記録閲覧等制限申立てを却下した。これを不服として、Y 社が抗告したのが本件である。

決定の要旨

「一（1）別紙閲覧等制限目録記載 2 の各部分は、Y 社における希望退職者の募集要領及びその説明、部署の新設とその職務内容、従業員の氏名を含む組織図・各部署の職務分掌、品質保証・品質教育業務等を内容とするものであり、品質の維持管理等を行う品質環境分野における人員体制や戦略に関わるものであるところ、Y 社は、これらの情報について、『㊟』、『社外秘』あるいは『転送・コピー厳禁』等の表示を付して社外への公表を禁止しているものである。

そうすると、これらの情報は、一応、不正競争防止法 2 条 6 項の事業活動に有用な営業上の情報であって、Y 社において、秘密として管理され、公然と知られていないものであることが認められる。

したがって、別紙閲覧等制限目録記載 2 の各部分は、一応、民訴法 92 条 1 項 2 号の『営業秘密』が記載されているものと認められる。

（2）別紙閲覧等制限目録記載 1 の部分は、X 作成の証拠説明書中の同目録記載 2 のうち甲 5 号証の立証趣旨部分であって、新設された部署の名称やその職務分掌等が簡潔に記載されているにすぎず、かかる情報それ自体は、Y 社の事業活動に有用なものとは認められないから、民訴法 92 条 1 項 2 号の『営業秘密』が記載されているものとは認められない。」

判例の解説

一 問題の所在

営業秘密とは、不正競争防止法によって保護された財産的情報であり、その不正取得行為、これに基づく使用行為又は開示行為がなされたとき(2条1項4号ないし10号)には不正競争行為があったものとして、その営業上の利益を侵害する者等に対し、その侵害の停止若しくは予防又は侵害の行為を組成した物の廃棄等を求める差止め(同法3条)や損害賠償(同法4条)を請求し、場合によっては刑事罰(同法21条、22条)を科すことによってその保護が図られている。他方、民事訴訟では、憲法上の要請として公開主義が採用され(憲82条1項)、弁論、証拠調べ、判決の言渡しは公開法廷で行われなければならない。そして、公開主義は訴訟記録についても妥当し、何人でも閲覧等することが可能とされてきた(旧民訴151条)。その結果、営業秘密の侵害がなされ民事訴訟を提起した場合、当事者がその主張立証を尽くすうえで自らの営業秘密の内容に係る事実を明らかにすることが必要なときには、当該当事者は、営業秘密の漏洩を覚悟してその主張立証を尽くすか、またはその漏洩ゆえに十分な主張立証を尽くさず、敗訴を覚悟しなければならないというジレンマに陥っていた^{1) 2)}。特に、実際に営業秘密につき主張立証を尽くした場合には、営業秘密が訴訟記録の閲覧等を通じて第三者に知られるおそれがあり、その結果、その要件である非公知性の要件を欠き、かかる営業秘密はもはや法的保護に値しなくなってしまう。そこで、現行民訴法では、訴訟記録の公開(民訴91条)を原則としつつも、秘密保護のためには閲覧等を制限できることとした(同法92条)。本決定は、実際に訴訟記録の閲覧等を制限できる旨の判断を下した数少ない貴重な裁判例である。

二 訴訟記録と憲法82条

訴訟記録とは、特定の訴訟事件に関して審理の経過を記録した書類や当事者が裁判所に提出した書類等、裁判所や当事者の共通の資料として利用されるために編綴された書面をいう。訴訟記録は、裁判所が作成した書類(口頭弁論調書、判決原本等)、当事者その他の関係人から提出された書類(訴状、

答弁書等)に大別でき、その作成及び保管は裁判所書記官が担当する(裁60条2項参)。これをいかなる範囲で公開するかについては、裁判の公開を規定する憲法82条1項との関係を明らかにしなければならない。この点、同条項は裁判の公開は「対審」及び「判決」を要請しているが、訴訟記録の公開については明記していない。そこで、「判決」は公開法廷で行われる以上、判決書については適当な方法によって公開されなければならないが、それ以外の訴訟記録については常に公開すべきとは考えられておらず、どの程度において公開するかは立法政策の問題であると一般的に解されている³⁾。したがって、旧民訴法151条のような訴訟記録の閲覧の自由に関する規定は、憲法の精神を徹底する趣旨で設けられたものではあるが、憲法上の要請とされているものとまではいえないであろう。しかし、同条が現行民訴法91条に受け継がれたことで、現在においても一般人に傍聴することを認めるほか、事後的に訴訟記録を閲覧し、事件の内容を知りうる機会を与えているのである⁴⁾。

三 民訴法上の秘密保護と民訴法92条

民事訴訟における秘密保護手続は、大別すると、①口頭弁論等の手続に係る秘密保護措置と②文書提出命令等に係る秘密保護措置とに分かれる。本件で問題となる民訴法92条(訴訟記録の閲覧等の制限)は、①についての規定である⁵⁾。その趣旨は、秘密保護を要する訴訟類型のものについて、秘密を保有する者の申立てによって、裁判所が、秘密保護のため、訴訟記録中その秘密に係る部分の閲覧等を制限するものである。そして、同法91条によって訴訟記録の閲覧・謄写が一般に認められているため、訴訟記録の閲覧等を通じて秘密漏洩が生じるのを防止する手段として、閲覧等ができる者を限定するのである⁶⁾。これによって、当事者は裁判を行うことでその保有する秘密が公開され、営業秘密等の法的利益がなくなことを防ぎ、裁判による権利救済を実効化することができることとなる。ただし、かかる制限は、憲法82条の裁判の公開の精神を徹底する趣旨から認められている訴訟記録の公開の重大な例外を構成するものであることから、必要最小限の秘密に限ってなされなければならない⁷⁾。そこで、民訴法92条1

項は、「私生活についての重大な秘密」(同条項1号)及び「営業秘密」(同条項2号)に限定して制限の対象としている。

ところで、憲法学説の多数は、訴訟記録の中でも判決書については公開をしなければならないと解していることは先述した。しかし、判決書の中で当事者の保有する秘密が記載されるおそれがあり、その閲覧等の制限が認められなければならないのでは、当事者の主張立証に支障を来すこととなる。また、最決平2・2・16(判時1340号145頁)は、刑事確定訴訟記録法4条2項は、「刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものではない」とするが、これは訴訟記録中の判決書にも妥当する(同条項柱書)。とすれば、憲法82条1項は、判決の言渡しが公開法廷でなされなければならないことを規定するものであり、判決書の一般公開を要請するものではない。判決書も民訴法92条1項の対象として制限するものと解する⁸⁾。

なお、民訴法92条は、訴訟記録の閲覧等を当事者に限定する規定であるが、営業秘密が問題となる訴訟では、当該営業秘密を最も知られたくないのは競業者である訴訟の相手方である場合が多く、相手方当事者に自由な閲覧を認めたのでは、訴訟手続に営業秘密を提出することができなくなるおそれがある。そこで、当事者の保有する営業秘密保護のため、秘密保持命令制度が整備されている(不競法10条以下等。本件との関係では、特に12条参照)⁹⁾。しかし、秘密保持命令の申立てや発令は実務上多くはなく、訴訟における営業秘密の保持は、当事者間の秘密保持契約や民訴法92条の訴訟記録閲覧制限によって行われることが多い¹⁰⁾。

四 訴訟記録の閲覧等の制限の対象となる 営業秘密

営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」(同法2条6項)。企業がその活動において優位に立つための情報については、産業財産権等によって保護を受けることができるものの、公開が義務づけられる(特許64条等)。そこで、非公開で保有しておきたい情報や産業財産

権の対象とならない特定の情報については、不正競争防止法で「営業秘密」として保護を図っている。そして、営業秘密として法的保護を受けるためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)及び③公然と知られていないものであること(非公知性)の三要件を具備する必要がある。①については、その趣旨は企業が管理しようとする対象(情報の範囲)が従業員やその取引先に対して明確化されることによって従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある。したがって、秘密管理性をみとすには、営業秘密保有者が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分であり、その秘密管理意思が具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員等に明確に示され、当該秘密管理意思を容易に認識できる必要がある(認識可能性)。具体的には、紙媒体であれば、ファイルの利用等により一般情報からの合理的な区分を行ったうえで、当該文書に「マル秘」等の秘密表示をすることが、電子媒体であれば、記録媒体へのマル秘表示の貼付、ファイル等へのマル秘の付記、ドキュメントファイルのヘッダーにマル秘を付記する等の措置が必要である。秘密管理措置の程度については、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なることから、これらを総合考慮して、合理性のある秘密措置が実施されていたか否かが判断されなければならない。②については、広い意味で商業的価値が認められる情報を保護すべく、公序良俗に反する内容の情報等秘密として法律上保護されることに正当な利益が乏しい情報を除外したうえで、当該情報が客観的にみて事業活動にとって有用であるものを保護するものである。具体的には、財やサービスの生産、販売、研究開発に役立つものであれば良く、失敗した実験データ等のネガティブインフォメーションも含まれる。③については、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要である。具体的には、当該情報が合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物に記載されていない等、保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態をいう¹¹⁾。

五 本件における「営業秘密」該当性

では、本決定における本件情報の「営業秘密」該当性について検討する。

第1に、秘密管理性について、別紙閲覧制限目録記載2の各部分が、いずれもY社外に対して公表を禁じられており、「秘」、「社外秘」あるいは「転送・コピー厳禁」等の表示を付して社外への公表を禁止していることをもって、要件をみたしているとする。ただし、かかる要件を具備するためには、秘密管理措置の程度を、企業の規模や業態等を総合考慮して合理性のある秘密措置が実施されていたか否かが判断されなければならないが、この点については公刊物からは不明である。第2に、有用性について、別紙閲覧制限目録記載2の各部分は「Y社における希望退職者の募集要領及びその説明、部署の新設とその職務内容、従業員の氏名を含む組織図・各部署の職務分掌、品質保証・品質教育業務等を内容とするものであり、品質の維持管理等を行う品質環境分野における人員体制や戦略に関わるもの」につき肯定するのに対し、別紙閲覧制限目録記載1は「基本事件原告作成の証拠説明書中の同目録記載2のうち甲五号証の立証趣旨部分であって、新設された部署の名称やその職務分掌等が簡潔に記載」したものにつき否定する。もっとも、一般に緩やかに解されている有用性の要件について、なぜ両者で結論を異にするに至った（特に後者を否定した）のか、また、原審で否定されているにもかかわらず、なぜ本決定では一部を肯定したのか、具体的な根拠は判然としない。第3に、非公知性について、公然と知られていないとする。

訴訟記録閲覧等制限申立ての要件としての本件情報の営業秘密該当性については、公刊物に記載されている情報だけでは判断しかねるところもある。しかし、以下のような評価が可能であろう。すなわち、一般に、営業秘密として保護されるか否かについて争われる場合には、主として秘密管理性について問題となることが多い。このことは、経済産業省が「営業秘密管理指針」を策定していることからもうかがえる。その中で本決定は、秘密管理性ではなく、比較的緩やかに解される傾向にあった有用性について問題としたうえで、一部の情報について否定的な判断を下した点において特徴のある事例である。

●——注

- 1) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』（商事法務、1996年）83頁。
- 2) かかるジレンマに陥って敗訴したケースとして、東京地判平3・9・24判時1429号80頁〔宮越ゴールド事件〕がある。この事件は、Xによってノウハウを侵害されたと主張するYに対して、Xが差止請求権等の債務不存在確認の訴えを提起したものである。ここでは、Yは同請求権が存在する旨の主張、立証を尽くすべきところ、Yが侵害されたと主張する技術情報の内どの部分が被告の営業秘密に属するのか、少なくともXにおいてその秘密性の有無につき十分に防御を尽くすることができる程度に特定しなければならないが、Yは裁判所の釈明にもかかわらず、公開法廷ではその特定を行うことができないとして拒否したために、Yが債権の存在を主張立証する意思がないものとして、Xの債務不存在確認の訴えが認容された。
- 3) 宮澤俊義＝芦部信喜『全訂日本国憲法』（日本評論社、1978年）698頁、樋口陽一ほか『注釈日本国憲法（下）』（青林書院、1988年）1294頁。他方、松井茂記「裁判の公開と『秘密』の保護（3・完）」民商106巻6号（1992年）34頁、同『憲法』（有斐閣、2007年）239頁は、訴訟記録まで公開されなければ、裁判の公開の要請は絵に描いた餅にすぎないとして、裁判の公開の要求は、訴訟記録の公開をも当然に内包しているとする。
- 4) なお、原則として公開の審理が行われない民事保全事件の記録については、記録閲覧等を求めるのは利害関係人に限られている（民保5条）、手続の密行性を理由として、審尋期日指定前または債務者に対する保全命令の送達前はこれも制限されている（同条ただし書）。
- 5) その他、①の手段としては当事者尋問等の公開停止（人訴22条、特許105条の7等）がある。
- 6) 秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第2版〕』（日本評論社、2006年）228頁。
- 7) 法務省民事局参事官室・前掲注1）84頁。
- 8) 森脇純夫「秘密保護のための訴訟記録の閲覧等の制限」三宅省三ほか編『新民事訴訟法体系—理論と実務—（I）』（青林書院、1997年）258頁。
- 9) 中山信弘『特許法〔第3版〕』（弘文堂、2016年）405頁。
- 10) 井上泰人「営業秘密の特定と閲覧制限」L&T59号（2013年）32頁。
- 11) 以上の三要件について、経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法』（商事法務、2016年）40頁、経済産業省「営業秘密管理指針〔平成27年改訂版〕」（2015年）3頁以下。

明治大学准教授 岡田洋一